

平成26年度栃木県計画に関する 事後評価

(継続事業分)

令和5 (2023) 年11月
栃木県

事業の実施状況（令和 4（2022）年度の状況）

事業区分 1：地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【医療分No. 3】 医療機能分化・連携推進事業	【総事業費】 486千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	全区域	
事業の実施主体	病院、有床診療所	
事業の期間	令和 4 年度 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>地域医療構想において必要となる機能区分毎の病床を確保するため、病床の機能転換等を推進する必要がある。</p> <p>アウトカム指標 ・回復期病床 1,725床 (R2.7.1) → 2,175床 (R5.7.1)</p>	
事業の内容 (当初計画)	地域医療構想において必要とされる病床機能への転換等を推進するため、回復期への機能転換に必要な施設整備費を支援する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	本事業により施設整備を行う施設数：2施設	
アウトプット指標 (達成値)	本事業により施設整備を行った施設数：1施設（令和 4 年度）	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 事業終了後 1 年以内の病床数は、令和 5 年度の病床機能報告が実施されていないため、観察できなかった。 なお、代替値として、令和 4 年 7 月 1 日時点の病床数は以下のとおりである。</p> <p>・回復期病床 1,725床 (R2.7.1) → 1,896床 (R4.7.1)</p> <p>(1) 事業の有効性 本事業により、令和 4 年 7 月 1 日時点において、回復期病床数が増加し、地域医療構想の達成に向けて一定程度効果があったが、新型コロナウイルス感染症の影響や地域における回復期病床の充足感等により、目標達成には至らなかった。 引き続き、現行の取組を継続し、着実に取組を推進していく。</p> <p>(2) 事業の効率性 地域医療構想調整会議において医療機関ごとに事業実施の合意を得ており、真に必要な整備に限定して実施している。 また、施設整備に当たって、各医療機関において入札や見積合わせを実施することにより、コストの低下を図っている。</p>	
その他		

事業区分 2 : 居宅等における医療の提供に関する事業

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【医療分No. 10】 在宅患者のためのとちぎ医療電話相談事業	【総事業費】 660千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	全区域	
事業の実施主体	栃木県（委託）	
事業の期間	令和 4 年度 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>夜間帯の急病、怪我、事故等に対し、症状に応じた適切な助言等を行い、在宅患者の容態変化時に適切に対応できる体制を構築する必要がある。</p> <p>アウトカム指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問診療を実施する診療所、病院数 274施設 (R1) → 280施設 (R5) ・ 訪問看護ステーションに勤務する看護職員数(常勤換算・65歳以上人口10万対) 126人 (R2) → 176人 (R5) 	
事業の内容 (当初計画)	在宅療養を希望しつつも、急変時の対応に不安を抱く患者の不安を解消するとともに、実際に容態が変化した際に適切に対応ができる体制を整備するため、夜間帯に在宅患者向け電話相談窓口を設置する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	・ 相談件数：3,600 件	
アウトプット指標 (達成値)	・ 相談件数：4,339 件	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問診療を実施する診療所、病院数 アウトカム指標 ・ 訪問診療を実施する診療所、病院数 274施設 (R1) → 未確認 (R5) (※ 1) ・ 訪問看護ステーションに勤務する看護職員数(常勤換算・65歳以上人口10万対) 126人 (R2) → 未確認 (R5) (※ 2) <p>※ 1 NDB データが公表されていないため、訪問診療を実施する診療所、病院数は確認できなかった。 代替指標として、在宅療養支援診療所および在宅療養支援病院の届出施設数は、以下のとおり推移している。 163 施設 (R4.4 月) → 159 施設 (R5.4 月)</p> <p>※ 2 65 歳以上人口が公表されていないため、訪問看護ステーションに勤務する看護職員数(常勤換算・65 歳以上人口 10 万対)は確認できなかった。 代替指標として、訪問看護ステーションに勤務する看護職員数は、以下のとおり推移している。</p>	

	862.2 人 (R4.4 月) → 947.9 人 (R5.4 月) アウトプット指標 ・相談件数 (R4年度) : 4,339件
	(1) 事業の有効性 夜間の急病、けが、事故等に対し、症状に応じた適切な助言等を行うことにより、在宅医療の提供体制を充実させることができた。 (2) 事業の効率性 県が県全域を対象として広域的に取り組むことで、各市町が個別に実施する場合に比べ経費を節約し、効率的に実施することができた。
その他	